

## 倉吉市社会福祉協議会 福祉協力員 設置要綱

1. 趣 旨 住民一人ひとりの参加により、だれでも安心して暮らせるあたたかい地域づくりをめざして、市内の一人暮らし高齢者等に対し、近隣住民の声かけや訪問による見守りを行い、その人が地域で孤立しないことを目的として、倉吉市社会福祉協議会福祉協力員（以下「福祉協力員」という。）を設置する。
2. 役 割 福祉協力員は、見守りが必要な方を見守る奉仕者として、次の活動を行い、活動で得た対象者のプライバシーを必要に他に漏らさないよう留意する。
  - (1) 声かけ等による見守り  
日頃からあいさつを交わすなど、お互いに声がかけ合える関係を築く。
  - (2) 日頃の確認（普段の生活を気にかける）  
新聞や郵便物が貯まっていたり、カーテンの開閉がない等、普段の生活と変わりがないかさりげなく気にかける。
  - (3) 電話での声かけ  
災害等の危険の恐れがある時は、電話で声かけを行うことで対象者の安心に心がける。
  - (4) 連携・相談  
活動するうえで悩みや困ったことなどがあった場合は、一人で抱え込みます、自治公民館長や民生児童委員等に相談する。
3. 見守りの対象者 市内在住で特に日常生活の見守りを必要とし、次に挙げるいずれかの項目に該当する者とする。  
なお、対象者の把握については、自治公民館長が民生児童委員等の協力を得て行う。
  - (1) 65歳以上のひとり暮らし高齢者
  - (2) 高齢者世帯
  - (3) 日中65歳以上の高齢者だけになる世帯
  - (4) 障がいのある方
  - (5) その他見守りが必要な方

※高齢者世帯とは  
65歳以上の高齢者だけで構成されている世帯  
65歳以上の世帯に18歳未満の人がいる世帯
4. 福祉協力員の選任 福祉協力員の推薦・変更等は次のとおり行う。
  - (1) 福祉協力員の選任にあたっては、自治公民館長が民生児童委員等の協力を得て、近隣者等より福祉協力員活動に理解のある「適任者」を対象者本人の了解を得た上で行い、地区自治公民館協議会長等に選任の報告をする。

- (2) 福祉協力員の推薦にあたっては、地区自治公民館協議会長等が、倉吉市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）へ推薦し、市社協会長は福祉協力員を委嘱する。
- (3) 福祉協力員の在任期間中に対象者の事情（転居・施設入所・家族との同居・死亡など）、または、福祉協力員本人の事情により、変更・退任の申し出があった場合は、自治公民館長からの報告を受け、地区自治公民館協議会長等は市社協会長へ報告をする。
- (4) 原則として福祉協力員1名に対し、対象者は3名までとする。

#### 5. 任期 福祉協力員の任期は一斉改選から3年とし、再任は妨げない。

また、任期途中で新たに就任した福祉協力員の任期は、次期改選日までとする。

ただし、任期途中に福祉協力員本人より退任の申し出があった場合は、退任することができるものとする。

#### 6. 緊急連絡用カード 見守り活動を開始する際には、対象者の自宅に緊急連絡用カードを設置する。

- (1) 緊急連絡用カードは対象者本人が記入するものとするが、本人によるカードへの記入が難しい場合は、対象者の意向を確認しながら、自治公民館長や民生児童委員等が協力してカードへ記入し対象者宅へ設置する。
- (2) 対象者の生活に変化があった場合に、緊急連絡用カードが見当たらないことも考えられるため、日頃から対象者や関係者と信頼関係を築き、緊急時の連絡先などを控えておく等、対応方法を相談しておく。
- (3) 緊急連絡用カードは、人目にふれやすい玄関先などは避け、居間など第三者からは見えにくい場所に設置し、対象者や関係者で設置場所を共有する。

#### 7. 緊急時の対応 福祉協力員は、対象者の生命・身体の安全確保を最優先し、自治公民館長や民生児童委員等へ相談する。

また、自治公民館長や民生児童委員等は、必要に応じて関係機関へ連絡する。

#### 8. 見守りの推進方法 地区内の関係者の理解と協力のもと、次のとおり福祉協力員活動の推進を図る。

- (1) 地区自治公民館協議会等は、福祉協力員による見守り活動が円滑に行えるよう必要に応じて、福祉協力員並びに対象者の情報を地区社会福祉協議会等（以下「地区社協等」という。）と共有する。
- (2) 地区社協等は、自治公民館長や民生児童委員等との連携を図るための話し合いの場を設けるとともに、福祉協力員活動に関する研修会等を行う。

#### 9. 附則 この要綱は、昭和61年12月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日より施行する。

この要綱は、平成22年9月1日より施行する。

この要綱は、平成22年11月25日より施行する。

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

この要綱は、令和4年9月1日より施行する。